

医療介護総合確保促進法に基づく県計画について

1 制度の概要

- 団塊の世代の方々が 75 歳以上となる令和 7 (2025) 年に向け、医療・介護サービスの提供体制の改革を推進するため、平成 26 (2014) 年度から消費税増収分を財源として活用した財政支援制度(地域医療介護総合確保基金)が国において創設され、本県では平成 26 (2014) 年 12 月に設置した。
- 県では、この基金の活用に向けて策定した計画に基づき事業を実施している。

2 基金事業の内容

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第 4 条 2 項第 2 号に掲げる事業

- ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
 - ② 居宅等における医療の提供に関する事業
 - ③ 介護施設等の整備に関する事業
 - ④ 医療従事者の確保に関する事業
 - ⑤ 介護従事者の確保に関する事業
- ※①、②、④が医療分、③、⑤が介護分

(1) 平成 26 年度県計画(平成 26 年 10 月作成・令和 2 年 3 月改定)の概要

計画額(医療分)3,197,466 千円 [うち令和元年度事業費:62,516 千円]

●令和元年度実施事業

ア 居宅等における医療の提供に関する事業

在宅歯科医療連携室事業	1,415 千円
在宅療養支援歯科医養成推進事業	14,739 千円
在宅歯科医療推進歯科衛生士研修事業	9,408 千円
その他 6 事業	23,622 千円

イ 医療従事者の確保に関する事業

地域医療支援センター事業	13,332 千円
--------------	-----------

(2) 平成 27 年度県計画(平成 28 年 1 月作成・令和元年 12 月改定)の概要

計画額(医療分)3,227,063 千円 [うち令和元年度事業費:7,640 千円]

●令和元年度実施事業

ア 居宅等における医療の提供に関する事業

在宅療養支援歯科医養成推進事業	5,261 千円
-----------------	----------

イ 医療従事者の確保に関する事業

地域医療支援センター事業	2,379 千円
--------------	----------

(3) 平成 28 年度県計画(平成 28 年 12 月作成・令和元年 12 月改定)の概要

計画額(医療分)3,244,329 千円 [うち令和元年度事業費:61,692 千円]

●令和元年度実施事業

ア 医療従事者の確保に関する事業

地域医療支援センター事業	1,692 千円
精神科医養成推進事業	30,000 千円
障害児医療医師養成推進事業	30,000 千円

(4) 平成 29 年度県計画(平成 30 年 3 月作成・令和 2 年 3 月改定)の概要

計画額(医療分)3,243,880 千円 [うち令和元年度事業費:74,844 千円]

●令和元年度の主な実施事業

ア 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

高齢者疾患医療連携体制推進事業	27,750 千円
-----------------	-----------

イ 居宅等における医療の提供に関する事業

在宅歯科医療連携室事業	7,094 千円
-------------	----------

ウ 医療従事者の確保に関する事業

総合医養成推進事業	40,000 千円
-----------	-----------

(5) 平成 30 年度県計画(平成 30 年 10 月作成・令和 2 年 3 月改定)の概要

計画額(医療分)3,529,597 千円 [うち令和元年度事業費:2,006,587 千円]

●令和元年度の主な実施事業

ア 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

回復期病床整備事業	1,997,565 千円
医療介護連携体制支援事業	9,022 千円

(6) 令和元年度県計画(令和 2 年 1 月作成)の概要

計画額(医療分)3,805,335 千円 [うち令和元年度事業費:1,649,818 千円]

●令和元年度の主な実施事業

ア 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

病床規模適正化事業	64,017 千円
地域医療構想推進事業	8,603 千円
医療介護連携体制支援事業	62,526 千円

イ 医療従事者の確保に関する事業

産科医等支援事業	111,363 千円
地域医療支援センター事業	139,840 千円
地域医療確保修学資金貸付金	307,200 千円
看護師等養成所運営助成事業	376,386 千円
病院内保育所運営助成事業	260,502 千円
その他 15 事業	319,381 千円

(7) 令和2年度県計画(案)の概要

計画額(案)(医療分)3,801,065 千円

●令和2年度の主な実施事業

ア 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

1,929,001 千円

回復期病床整備事業	1,764,326 千円
病床規模適正化事業	96,655 千円
地域医療構想推進事業	8,261 千円
医療介護連携体制支援事業	59,759 千円

イ 居宅等における医療の提供に関する事業 0 千円

在宅歯科医療推進歯科衛生士研修事業始め 8 事業 (42,508 千円) は平成 26 年度基金計画執行残により事業を実施。

ウ 医療従事者の確保に関する事業 1,872,064 千円

産科医等支援事業	112,788 千円
地域医療支援センター事業	177,578 千円
地域医療確保修学資金貸付金	341,400 千円
看護師等養成所運営助成事業	341,574 千円
病院内保育所運営助成事業	256,203 千円
地域医療勤務環境改善体制整備事業*	296,518 千円
その他 15 事業	346,003 千円

* 国の新しい柱として「エ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業」が創設され、令和2年度から事業実施。

<事業概要>

地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると認める医療機関を対象に、医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組を支援するため、ICT機器整備費等に対して助成する。

令和2年度は、国の整理上、「ウ 医療従事者の確保に関する事業」の中で事業を実施。

3 県計画の策定及び事後評価について

(1) 策定及び事後評価にあたっての意見聴取について

国が定めている「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく都道府県計画及び市町村計画並びに地域医療介護総合確保基金の平成31年度の取扱いに関する留意事項について」において、県計画を決定するにあたっては、必要に応じて医師会など地域の関係者への意見聴取を実施すること、また、事後評価を行うに当たっては、都道府県医療審議会等からの意見聴取をして実施するものとされている。